**千葉市放課後児童健全育成事業に係る開始届の提出前チェックリスト**

千葉市放課後児童健全育成事業を開始するにあたって、開始届を市健全育成課に提出する前に以下の項目を必ず確認し、開始届と一緒に提出してください。

当該事業を開始するにあたり

* 「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

　る条例」の基準を満たしている。

□　 近隣住民の理解を得ている。

□ 　(賃貸物件等で当該事業を実施する場合)物件所有者及び管理会社等

の理解を得ている。

* (賃貸物件等で当該事業を実施する場合)施設の改修・修繕・備品の設

置等必要と思われるものについて、事前に物件所有者及び管理会社等

に説明している。

* （開所準備経費の補助金の交付を受ける場合）開所準備経費に係る補助

金交付の年度終了後５年間は、当該事業の実施が可能である。

* （運営経費の賃借料補助金の交付を受ける場合）事業者が賃借物件を直

接契約している。

事業者名：